

平成 26 年度

事 業 計 画

公益財団法人 世田谷区保健センター

平成26年度 事業計画

I 経営

昭和51年の法人設立以来、「世田谷区民の健康の保持増進、また、心身に障害を有する区民の自立を図り、もって区民の福祉の向上に寄与する」という設立目的の達成に向け、区民の健康保持増進に役立つ総合的な健康診査、健康相談・指導及び教育等に取り組んできた。また、より一層の公益性の発揮をめざし、平成23年には公益財団法人の認定を受け、今年度で4年目を迎える。

その間、健康相談・指導及び教育の資質の向上や、検査・検（健）診技術のスキルアップ等に取り組むとともに、平成18年度には、法人の自主・自立性を高めるために経営方針・経営理念を定め公開し、積極的に法人の経営改革の推進に努めている。

経営方針

- 1 事業活動を通じ、健康な地域社会の形成と区民福祉の向上に寄与する。
- 2 蓄積されたノウハウとマンパワーを活かし、時代の変化に対応したサービスを創造し区民に提供する。
- 3 区行政及び関係機関・団体と密接に連携し、効果的な事業展開をする。
- 4 合理的な経営により、経営基盤を確保する。

経営理念

- 1 常に、世田谷区民の健康及び障害者福祉の確保・増進を先導する気概と叡智をもった財団を目指す。
- 2 常に、優れた指導理念と実効性に支えられたサービスを提供するとともに、区民の活動を全区的に支援し、財団の存立意義を高める。
- 3 常に、創意と工夫により自主財源の拡大と運営の効率化に努め、経営基盤の拡充整備を図る。

1 平成26年度基本方針

平成26年3月に区が策定した基本計画の中で、「だれもが住みなれた地域で健康で安心して暮らし続けられるよう、ライフステージや健康状況に応じた一人ひとりの健康づくりを維持できる環境や予防施策を推進していく」ことが健康・福祉分野の目

標の一つとして示されたほか、「外郭団体改革基本方針」が定められた。

平成31年度の梅ヶ丘病院跡地における保健・福祉・医療の拠点整備を視野にしつつ、世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という。）の管理運営を当法人が担っていくためには、すべての区民の方の健康な生活に資することを財団の存在意義としてあらためて認識し、医療機関との連携強化や、健康づくり事業の地域展開の拡充など、保健・福祉・医療連携等の先駆的世田谷モデルを構築し、設立の目的達成に向けた財団の経営改革に果敢に取り組む必要がある。

さらに、外郭団体としての自主、自立に向け、より一層の効率的な経営の確立をめざし、法人が取り組むべき改革の方向性を明らかにする。

(1) 公益財団法人として

公益財団法人にふさわしい社会貢献・地域貢献が発揮できる新規事業の開拓や公益的な価値あるサービスの構築に努めるとともに、区民にとって常に安心・安全なサービス提供ができるよう事業を継続的に見直していく。

さらに財務面においては、公益目的事業比率や収支相償などの公益財団としての条件を維持するため、事業ごとの収益・費用を把握しつつ、公益目的事業を補完し財団経営の基盤を支える収益事業の安定化を目指す。

(2) 指定管理者として

区立保健センター及び区立総合福祉センターの指定管理者として、第3期の3年目となる26年度は、人事・組織など経営基盤の強化を図り、安定性と信頼性のある維持管理運営を目指す。

加えて、梅ヶ丘拠点機能を見据え、これまでの指定管理事業（がん検診・健康増進事業）の実績と成果（精度管理の向上、地域活動の充実）にみられる法人の強みを発揮しつつ、より一層効果的なものとする。

(3) 総合福祉センターについて

区と連携し、障害者総合支援法や児童福祉法にもとづく相談支援事業所を開設する。

また、梅ヶ丘病院跡地における保健・福祉・医療の拠点整備に伴う区立総合福祉センターの廃止に向け、既存事業の整理・再編に向けた見直しを計画的に進めていく。

(4) 諸団体との連携

医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体との連携を深めるとともに、地域の大学やNPO等の団体、健康関連グループ、区関連の法人等との相互交流、連携を深め、事業の充実や幅広い情報発信、協働による調査研究に努

めるほか、10万人以上の区民が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）東京支部との連携に向けた検討を進める。

2 経営改革の方向性

平成23年3月に策定した「保健センター経営ビジョン」が示す経営の中長期的な方針を遵守しつつ、平成31年度の梅ヶ丘病院跡地への保健センターの移転を視野にした機能の拡充・強化や、新たな基本計画が示す「外郭団体改革基本方針」を踏まえ、新たな経営ビジョンの策定に着手する。また、区の外郭団体改革基本方針を受け、法人の自主、自立に向けた効率的な経営をめざし、財政健全化に向けた計画の策定に取り組む。

さらに、今後10年で全体の1/4、15年で1/2の財団職員が定年となるなど、直面する大量退職に備え、財団経営を担う戦力の確保及び次世代を担う職員の育成の観点から、人員・組織計画等を策定し計画的に世代交代を進める。

(1) 人事制度

今後の定年退職者の増加を視野に入れ、既に導入している退職後雇用制度（再任用・再雇用制度）、契約職員制度の円滑な活用と、中長期的な視野からの定数化を含む人事計画を策定し、人事制度の基盤を整えていく。

また人材育成の指針を体系化し、財団のマンパワーを維持するとともに組織の体制をより強化なものとなるよう整備していく。

(2) コンプライアンス

公益財団法人として求められるコンプライアンスについては、日々の職員指導や職員研修を通じ、一人ひとりの職員の社会的規範や企業倫理（モラル）への自覚と意識の醸成を図る。特に、個人情報については、法の趣旨に則り、適正かつ高い規範意識を持って取扱うなど、個人の権利の保護に努めていく。

また、医療機関として利用者の安全と安心を最優先課題と捉え、日頃より医療等安全管理委員会における業務上のインシデント管理を徹底し、事故予防や再発防止に取り組んでいく。

(3) 効率的経営

適正な公益目的事業比率や収支相償を保ちつつ、併せて増収につながる営業面の工夫や業務の効率化による経費の縮減を図るなど、収入及び財源確保に努めることで、経営基盤の強化を図る。また、期中監査において半期の実績状況とともに期末に向けての方向性を判断するための情報を示し、安定し

た財団経営の継続に努めていく。

さらに財務管理については、期中監査のみならず、公認会計士による例月指導のもと、公益法人会計の健全な運用及び管理体制の充実に努める。

3 円滑な運営

(1) 利用者の声の活用

利用者の声を運営に反映させるための利用者アンケートを継続的に実施分析し、事業の改善に取り組んでいる。26年度はアンケート開始から10年目を迎え、5年単位のまとめの年であり、その中で利用者満足度の評価・確認を行い、サービス向上に活かしていく。

(2) 広報

健康増進の意識の高揚や実践については財団の広報事業が有効であり、区の公共サービスにおいても貴重な健康情報源といえる。26年度も「げんき人」の発行や「保健センターまつり」の開催など広報・普及啓発の事業に力を入れていく。

(3) 環境への配慮

新たに取組み始めた環境マネジメントシステム「E C Oステージ世田谷」の初年度の評価を行うとともに、26年度においても環境配慮行動が進むよう指定管理者として徹底していく。区立施設の維持管理以外の事業運営を含め、総合的なE C O推進に向けた取組みを継続していく。

(4) 防災対策

東京都帰宅困難者対策条例にもとづき、災害時に職員が施設内にとどまる備えとして備蓄物品の維持に努めるとともに、職員が広く救急対応に当たれるよう救命救急講習への参加促進や防災訓練の充実を進める。

4 新規事業等の取組み

区民の健康の保持増進や、心身に障害を有する区民の自立を支援することで、区民の福祉の向上に寄与するために、公益財団法人としての役割を一層発揮していく。

特に、平成25年度11月に医療事業運営委員会がまとめた「今後の世田谷区医師会・玉川医師会と世田谷区保健センターの協力・連携事業等について（最終

答申)」を基に、地域医療機関への後方支援を基本とした今後の法人が担うべき医療事業等の望ましいあり方等について、区と関係機関等と連携を図りつつ引き続き検討を継続する。

また、梅ヶ丘病院跡地への保健センターの移転を視野に、区民の健康づくりの支援の範囲や地域展開の拡充、がん患者等を支える取組みの充実及びことごとからだに関する相談窓口の整備など、区と協議しつつ事業の新規拡充・強化に向けた検討を進める。

平成26年度は、乳がん検診におけるマンモグラフィ検診との視触診の同時受診の導入や、がん患者及び家族が気軽に利用できる在宅療養相談窓口の開設など、がん対策を推進するほか、医療機関と連携した生活習慣病重症化予防事業の試行など、新たな試みに積極的に取り組んでいく。

また、総合福祉センターにおいては、障害者（児）のサービス等利用計画書の作成を推進するために、特定相談支援事業・障害児相談支援事業を区の委託に基づき開始（相談支援事業所の開設）する。

平成25年度に実施した区内医療機関向けアンケート結果の分析・評価を進め、財団の地域医療後方支援の今後のあるべき姿等について、区及び世田谷区・玉川両医師会と連携を図り検討を進める。

II 事業の内容及び規模

1. 事業構成

平成 26 年度の事業計画においても、公益財団法人としての本来事業である公益目的事業と、その公益目的事業に資するために行う収益事業に区分している。

2. 平成 26 年度の事業方針

平成 26 年度は、区の「健康せたがやプラン（第二次）」のもと第三期指定管理者の 3 年目として、梅ヶ丘病院跡地への移転を踏まえた新たな事業展開の検討及び将来につながる新規事業着手の時期といえる。

また、公益財団法人として収支バランスの維持を図るため、事業計画数の着実な達成と、将来展望を踏まえた経営改革を進め、当財団の使命を果たすため一層の事業開発や研究に取り組む。

3. 公益目的事業

公益 1 世田谷区民の健康の保持増進を図る事業 (保健センター事業)

(1) 区立保健センターの維持管理運営（定款第 4 条第 1 号事業）

区立保健センターの指定管理者として、施設・設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行う。

(2) がん検診事業（定款第 4 条第 1 号事業）

① 保健センター及び検診車による胃がん検診

40 歳以上の区民を対象に、保健センター及び検診車で X 線撮影法による集団検診を実施し、必要な人には医療機関と連携して精密検査の受診を勧奨する。また検診後の精度管理を実施する。

項目	内容	本年度計画		参 考	
		実施回数	人 員	25 年度計画	24 年度実績
胃がん検診	X 線撮影	検診車 370 回 施設 250 回	15,000 人	15,000 人	15,172 人

②保健センターでの乳がん検診

40歳以上の区民（女性）を対象に行われている乳がん検診において、マンモグラフィ（乳房X線撮影）受託機関として撮影及び読影を実施することに加え、受診者の利便性向上に向け視触診の同時受診を開始する。また必要な人には精密検査の受診を勧奨する。

項目	内容	本年度計画		参考	
		実施回数	人員	25年度計画	24年度実績
乳がん検診	マンモグラフィ	150回	300人	1,000人	1,026人
	視触診・マンモグラフィ		800人	—	—

(3) 健康増進事業（定款第4条第1号事業）

① 健康度測定、運動負荷測定、健康増進指導等による多様な健康づくり

健康の維持及び積極的増進を図るため、18歳以上の区民を対象とし、各種検査と医師の指導による健康度測定を実施し、さらに栄養・運動・休養の観点から総合的な助言・指導を行う。また、受診者の内の希望者や医療機関からの依頼により、望ましい運動強度の目安を示し実践による運動負荷測定を行う。健康増進指導では、健康増進のための実践学習の機会として、各種健康教室を実施する。26年度は、引き続き専門性を活かした「生活習慣病の予防」「こころの健康づくり」「手軽な健康づくり」など、テーマに応じた教室を企画実施する。

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
健康度測定	1,680人	1,680人	1,816人
運動負荷測定	150人	150人	163人
健康増進指導	延 10,600人	延 10,800人	延 12,862人
壮年期健康づくり教室	48回	48回	49回

②保健センターから専門職員の派遣による地域での健康づくり支援

区からの依頼により、区の健康づくり事業や行事及び区民による自主的な健康づくり活動に運動指導員等の専門職員を派遣し、運動の実地指導等により地域での健

康づくりを支える。26年度は地域の健康出前講座を充実させ、体脂肪量や骨格筋量の測定などとともに、メタボリックシンドローム予防や介護予防に対する意識を高める。

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
実地指導	1,100回	1,120回	1,162回
健康づくり支援	100回	100回	132回
地域健康出前講座	30回	出張健康チェック10回 区講座派遣10回	出張健康チェック12回 区講座派遣7回
壮年期対象地域講座	8回	8回	8回
職場のげんき力アッププログラム	3社	—	—

③健康づくりを支援するリーダーの養成・活動支援

地域の健康づくりグループに対し、保健センターの運動指導員に代わって体操等を指導することができるリーダーを養成し、自主的な健康づくり活動を支援する。平成26年度は、前年度養成したリーダーのレベルアップを図るための上級養成、さらにこれまで養成したリーダーの指導技術維持向上を図るための研修会（講座及び指導実習）を実施し、相互の交流を図るためのリーダー交流会を実施する。

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
リーダー養成	—	認定10名	—
上級リーダー養成	10名	—	12名
研修会（講座）	10回	10回	10回
研修会（指導実習）	30名	30名	50名
リーダー交流会	6回	6回	6回
リーダーによる実地指導	320回	320回	317回

※リーダー養成と上級リーダー養成は隔年実施

④生活習慣病の重度化予防を推進する取り組み

平成26年度も前年度に引き続き、生活習慣病のリスクがある区民を対象として、合併症の発症や症状進展など重度化予防のための事業を展開する。

また、新たな試行として重症化予防対策の指導（集団・個人）を、地域を限定して開催する。

項 目		本年度計画	参 考	
			25 年度計画	24 年度実績
地域出張健康測定・個別相談会		4 回	4 回	2 回
重度化予防のための実践セミナー		4 回	8 回	8 回
重症化予防対策 (試行)	集団指導	4 回		
	個別指導	10 人	—	—

(4) 健康教育事業（定款第4条第1号事業）

①各種健康イベントや健康情報の発信により地域の健康づくりの基盤を広げる。

世田谷区、世田谷区医師会、玉川医師会、世田谷区歯科医師会、玉川歯科医師会、世田谷区薬剤師会、玉川砧薬剤師会との共催により、各種の講演会、相談会、指導を行う。

項 目	共催	本年度計画	参 考	
			25 年度計画	24 年度実績
区民のための健康教室	世田谷区医師会・区	4 回	4 回	4 回
区民のための糖尿病教室	玉川医師会・区	1 回	1 回	2 回
歯っぴいフェスタ	世田谷区歯科医師会 玉川歯科医師会・区	1 回	1 回	1 回
くすりと健康のつどい	世田谷区薬剤師会・区	1 回	1 回	1 回
薬の講演会	玉川砧薬剤師会・区	1 回	1 回	1 回
心の健康づくり講習会	—	2 回	2 回	12 回
講演会・講習会	—	1 回	1 回	2 回

②健康情報の発信と保健センターまつり

健康情報の普及啓発を図るためには、様々な方法を駆使した情報の発信が欠かせない。健康情報紙（誌）「げんき人」はタブロイド判（全戸配布）、A4判（窓口等で配布）を発行し、ほかに地域商店街、小中学校（保護者）、区内団体、企業、医療機関等へ健康情報の提供など啓発活動を行う。

保健センター内の掲示板を利用した地域健康づくりサークル活動や公共運動施設のイベント等の紹介を行う。

また、保健センター事業のPR及び利用者の交流の場の提供や新たな利用者の開拓のため、地元商店街や健康づくりグループと協力し、健康づくりについての幅広い知識の普及・啓発のため、「保健センターまつり」を開催する。

項目	回数等	備考
健康情報紙（誌） 「げんき人」の発行	タブロイド判3回	新聞折り込み 7月、10月、2月 全戸配布ほか 285,000部
	A4カラー判1回	公共施設等窓口で配布 3月 20,000部
保健センターまつり	年1回日曜開催	25年度参加者（延）1,708人
その他の啓発活動	随時実施	

③健康教育指導と団体支援

おもに健康増進指導の修了者を対象に、運動継続のための支援を行う。利用者の体力や興味に合わせ、集団指導及び個別トレーニングプログラムを、年間を通して開催する。

項目	本年度計画	参考	
		24年度計画	23年度実績
運動コース	400回	440回	438回
マシントレーニング	12,500人	12,500人	13,190人

また、介護予防事業をはじめとする外部からの要請にもとづき専門職員を派遣し、運動器の機能向上のためのプログラムの実施や健康増進、介護予防等についての測定及び実技指導を行う。

項 目		本年度計画	参 考	
			25 年度計画	24 年度実績
出張指導	機能向上プログラム	2 教室	—	1 教室
	普及啓発講座 (はつらつ講座)ほか	(職員派遣 延人数) 130 人	168 人	167 人

※「普及啓発講座ほか」には、施設外で実施する体成分測定、骨密度測定を含む。

④大学等との連携と地域健康づくりグループとの交流

大学と協働で、健康づくりに関するデータ解析による調査研究を充実させるとともに、連携による健康づくりイベントを開催する。

健康づくりや医療に携わる専門教育を受けている学生の現場実習を受け入れ、将来の健康づくり従事者の支援育成に寄与する。

また、地域の健康づくりグループとの交流によりネットワークを深め、新たな健康づくりを強化創造する。

⑤特定保健指導事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」により、区からの委託を受け、特定保健指導対象者に対して保健指導を行う。25 年度より区がコールセンターを設けるなど、指導対象者へのアプローチを見直し、利用者拡大に向け大きく手法を変更することを受け、計画数を増やしている。

項 目	本年度計画	参 考	
		25 年度計画	24 年度実績
積 極 的 支 援	75 人	40 人	14 人
動 機 づ け 支 援	225 人	160 人	56 人

⑥各種相談に対応する取組み

新たに 10 月より、主に在宅療養中のがん患者のための相談窓口を土曜日に月 2 回開設し、本人または家族の各種相談に対応する。

項 目	本年度計画	参 考	
		25 年度計画	24 年度実績
がん相談コーナー	1 2 回	—	—

⑦新しい地域の拠点づくり

池尻2丁目に新たに開設した区立健康増進・交流施設「がやがや館」の指定管理者である共同事業体の構成員として、運動室を中心としたスタッフの研修やプログラムの監修等を担当する。財団の持つ高い専門性や指導ノウハウを活用しながら、健康づくりを实践する新しい地域拠点として定着するよう分担業務に努める。

開設2年目となる26年度は、区との指定管理者の協定に基づき、次の内容を担当していく。

〔運動室のプログラムの監修〕

幅広い層の区民が楽しくかつ安全に運動ができるよう、年間を通して開催するヨーガ、エアロ、中国式体操、ストレッチをはじめとする各種プログラムの監修を行う。

〔運動室スタッフの研修〕

運動室を運営する共同事業体のスタッフに対し、当財団の持つ指導ノウハウが習得できるよう、研修の受け入れを行い、総合的な指導ができる人材を育てていく。

〔健康達人マイスターの養成〕

健康づくりを楽しみながら段階的に学ぶ講座を開催し、全てのコースの終了者を「健康達人マイスター」として認定するとともに、周囲との交流を深めることに繋げていく。

マイスターは2年をかけて養成し、2年目は実践講座（40人参加）年2回、専門講座（20人×3コース）年1回をおこない、10人の養成を目指す。

〔健康講座の企画運営〕

財団のこれまで各種の健康講演会・講習会の開催経験を活かし、健康づくりの公開講座を計画・開催していく。26年度は年間3回の実施を企画する。

公益2 心身に障害を有する区民の福祉の増進を図るために実施する事業
(総合福祉センター事業)

(1) 区立総合福祉センターの維持管理運営 (定款第4条第2号事業)

区立総合福祉センターの指定管理者として、区立総合福祉センターの施設・設備並びに物品の維持管理運営に関する事務を行う。

(2) 相談支援事業 (定款第4条第2号事業)

①基幹相談支援センター

平成24年4月より世田谷区基幹相談支援センターを設置し、年齢、障害の種別に関わりなく、障害者(児)・家族等への相談支援を実施する。

また、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、世田谷区自立支援協議会の事務局や、区内の相談支援事業者の連絡会の開催及び地域相談支援センターの連絡会等への参加を通し、地域の相談支援体制の連携強化に取り組む。

さらに、障害者ケアマネジメント等研修を実施し、地域の相談支援に従事する人材の育成を行う。

相談支援 (基幹相談支援センター)

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
相談件数	(実人数) 220人 (延件数) 260人	280人 390人	278人 384人

自立支援協議会の開催 (基幹相談支援センター)

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
自立支援協議会	2回	2回	2回
同 運営会議	11回	16回	10回

人材育成 (基幹相談支援センター)

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
研修実施	230人	100人	109人

②指定特定・障害児相談支援事業所

平成 26 年 4 月より指定特定・障害児相談支援事業所を開設し、障害者（児）のケアマネジメントを担いサービス等利用計画を作成する。

計画作成（指定特定・障害児相談支援事業所）

項 目	本年度計画	参 考	
		25 年度計画	24 年度実績
サービス等利用計画作成	840 件	—	—

（３）機能訓練事業（定款第 4 条第 2 号事業）

①成人機能訓練

心身の機能に障害のある成人を対象に、障害者総合支援法に位置づけられない指導・訓練事業のほか、自立訓練の契約開始までの指導や契約終了後のフォローを行う。

項 目	本年度計画	参 考	
		25 年度計画	24 年度実績
成人機能訓練	個 別（実人員） 500 人 （延人員） 1,600 人	500 人 1,600 人	297 人 1,394 人
	グループ（実人員） 40 人 （延人員） 500 人	40 人 500 人	37 人 408 人

② 障害者総合支援法 自立訓練

自立の促進、生活の質の向上等を図るため、障害者総合支援法による自立訓練（生活訓練・機能訓練）を実施する。

項 目	本年度計画	参 考	
		25 年度計画	24 年度実績
自 立 訓 練	個 別（実人員） 70 人 （延人員） 2,000 人	70 人 2,000 人	74 人 2,478 人
	グループ（実人員） 50 人 （延人員） 1,800 人	40 人 1,500 人	42 人 2,083 人

③児童機能訓練

発達の遅れや障害のある乳幼児・学童を対象に、心身の豊かな成長を促し、日常生活の自立に必要な能力や社会性を育てていくため、相談・評価・訓練等を実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		25 年度計画	24 年度実績
観 察 評 価	(延件数) 2,350 件	2,500 件	2,355 件
児童機能訓練 (継続相談)	個 別 (実人員) 350 人	300 人	302 人
	(延人員) 900 人	700 人	950 人
	グループ (実人員) 100 人	125 人	120 人
	(延人員) 320 人	320 人	398 人

④児童福祉法 児童発達支援事業

発達の遅れや障害のある乳幼児を対象に日常生活に必要な能力や社会性を育てるため、児童福祉法による発達支援事業を実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		25 年度計画	24 年度実績
児童発達 支援事業	個 別 (実人員) 590 人	550 人	574 人
	(延人員) 6,910 人	5,020 人	6,258 人
	グループ (実人員) 100 人	140 人	144 人
	(延人員) 1,900 人	3,790 人	4,037 人

(4) 交流等地域支援 (定款第 4 条第 2 号事業)

障害のある人もない人も、地域社会で共に生き、社会参加や生活の充実が図れるよう、各種講習会や行事の実施など交流の場と機会を提供する。

また、児童福祉施設や障害者福祉施設等の依頼によりスタッフを派遣し、施設職員に対する技術援助を行うなど地域支援を実施する。

項目	本年度計画	参 考	
		25 年度計画	24 年度実績
交 流	講習会等参加者 2,800 人	2,800 人	2,691 人
技術支援	受託事業 485 回	485 回	515 回
	個別支援 90 回	90 回	90 回
研 修	1,000 人	1,000 人	1,234 人

4. 収益目的事業

収益1 財団規程等に基づく健康診査・検査事業、地域医療を支援する事業 (保健センター事業)

(1) 保険診療等による検査事業(定款第4条第3号事業)

地域医療の後方支援を目的として、医療機関からの依頼を受け、保険診療による各種精密検査を実施する。

①胃

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
内視鏡検査	1,800件	1,800件	1,644件
病理組織検査	650件	650件	572件

②大腸

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
内視鏡検査	350件	350件	309件
病理組織検査	120件	120件	125件

③乳房

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
一般撮影	450件	450件	235件
スポット撮影	50件	50件	24件
超音波検査	500件	500件	252件
細胞診検査	50件	50件	26件

④子宮

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
細胞診検査	100件	100件	116件
内視鏡検査	100件	100件	115件
病理組織検査	100件	100件	115件

⑤一般精密

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
M R I 検査	2,300件	2,300件	1,913件
C T 検査	2,300件	2,300件	1,706件
腹部超音波検査	250件	250件	212件

⑥心臓

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
ホルター型心電図検査	50件	50件	22件
超音波検査	180件	165件	171件

(2) 検体検査事業 (定款第4条第3号事業)

①子宮

区が20歳以上の女性を対象に実施した検診で、指定医療機関が採取した頸部・体部細胞検体を検査し、結果を医療機関に通知する。また、検査後の精度管理を実施する。平成26年度はベセスダシステムへの完全移行を実施し、区と連携して精度の高い検診を目指す。

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
細胞診検査 (頸部)	24,000件	24,000件	26,659件
細胞診検査 (体部)	2,300件	2,300件	2,420件

②大腸

40歳以上の区民を対象に便潜血検査を行い、検査結果を受診者に通知し、陽性者に対しては、医療機関と連携して精密検査の受診を勧奨する。また、検査後の精度管理を実施する。

項目	本年度計画	参考	
		25年度計画	24年度実績
便潜血検査	16,000件	21,000件	19,928件

(3) 財団料金規程等による事業（定款第4条第3号事業）

公益財団法人世田谷区保健センター料金規程等による事業を実施する。

26年度は、医師会が実施している世田谷区のがん検診の精度管理業務を大腸・胃・肺がんの3種とし、がん検診精度管理の一元化に向けて拡大を行う。

主な項目		本年度計画	参考	
			25年度計画	24年度実績
小中学生 心臓検診精密検査		100人	100人	106人
企業健診		2,000人	2,000人	2,050人
個人健診		400人	400人	556人
脳ドック		224人	192人	202人
動脈硬化検査	個人	450人	1000人	473人
	企業	※企業健診で集約		602人
体成分分析測定		50人	50人	136人
骨密度測定		50人	300人	149人
医師会実施 大腸がん検診精度管理		(一次)40,000件	40,000件	3,326件
医師会実施 胃がん検診精度管理		(一次) 200件	—	—
医師会実施 肺がん検診精度管理		(精密) 1,000件	—	—
結核検診精密検査		200人	—	—

※区内中小企業就労者対象健康増進プログラム、生活習慣病リスク者の個別支援については、25年度の試行をもって終了する。

**収益 2 障害者支援者及び技術提供事業
(総合福祉センター事業)**

(1) 住宅改造アドバイザー事業 (定款第 4 条第 4 号事業)

自宅で安全な日常生活が送れるように、住宅改造を予定している高齢者宅を訪問し、住宅の改修相談に応じる理学療法士等を派遣する。

項 目	本年度計画	参 考	
		25 年度計画	24 年度実績
住宅改造アドバイザー派遣	300 回	200 回	235 回

(2) 障害者施設等技術支援事業 (定款第 4 条第 4 号事業)

障害者のいる高齢者施設に専門職員を派遣し、障害特性の理解や介助方法、留意点等について技術的な助言・指導を行う。

項 目	本年度計画	参 考	
		25 年度計画	24 年度実績
専 門 職 員 派 遣	70 回	160 回	178 回